

令和2年第4回定例会

総務民生常任委員会
会議録

期日：令和2年11月26日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和2年11月26日（木曜日） 午前11時2分～午前11時36分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷 祐幸	市民部長：和田 義基
議会事務局長：齋藤 博美	総務部次長兼総務課長：佐々木 隆幸
国保年金課長：佐々木 博喜	

議会事務局職員出席者

事務局主任：藤澤 正信

審議案件

- 第1 議案第200号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第201号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第3 議案第202号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第203号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）
- 第5 議案第204号 令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第205号 令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

午前11時2分 開会

○委員長（後藤健） 委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の日程表のとおり審査を行いますので、よろしくお願いたします。

正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局からあいさつをいただきます。舩谷総務部長、お願いたします。

○総務部長（舩谷祐幸） 委員の皆さまにおかれましては、本会議に引き続きまして、委員会の方を開催していただきましてありがとうございます。

本日の常任委員会におきまして審査をお願いいたします案件は、給与改定に係る条例案3件及び一般会計補正予算案の計4件であります。なお、本4件につきましては、期末手当の基準日の関係から、本日ご審議をお願いするものでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

内容につきましてはこの後、所管課長が説明いたしますが、各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査をいたします。説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） はじめに、議案第200号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課長の佐々木です。

はじめに、本日同席しております職員を紹介します。職員班の班長であります、中邑真人副主幹です。同じく、職員班の伊藤真主査でございます。以上であります。よろしくお願いいたします。

それでは、資料ナンバー１の議案書でありますけれども、１枚めくってもらいまして１ページの方をご覧くださいと思います。

議案第２００号の、大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、本市の一般職の給与につきましても、これに倣って同様の改正を行うものであります。

議案書２ページをお願いします。一部改正の内容であります。第１条は、本年１２月期の期末手当の支給割合を、現行の「１００分の１３０」から「１００分の１２５」に、「１００分の^{つき}５月分」引き下げるものであります。

この一部改正は、公布の日から施行いたします。

第２条は、令和３年度以降における期末手当の６月期と１２月期の支給割合を、「１００分の１２５」から「１００分の１２７．５」に、支給割合を同じ率に調整するものであります。

これらの改正は、令和３年４月１日から施行いたします。

次に、第３条は会計年度任用職員の期末手当の一部改正であります。

一般職と同様に、本年１２月期の期末手当の支給割合を、現行の「１００分の１３０」から「１００分の１２５」に引き下げるものであります。

第４条につきましても、一般職と同様でありまして、令和３年度以降における期末手当の６月期と１２月期の支給割合を「１００分の１２５」から「１００分の１２７．５」に、支給割合を同じ率に調整するものであります。

以上が、一般職と会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 次に、議案第201号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長(佐々木隆幸) それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第201号の、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、一般職の給与改正に倣いまして、議員の期末手当の支給割合を改正するものであります。

4ページの方をお願いします。

一部改正の内容であります。第1条は、一般職の本年12月期の期末手当の支給割合が、「100分の130」から「100分の125」に、「100分の5^{つき}月分」引き下がることに伴いまして、議員の期末手当の支給割合につきましても、現行の「100分の170」から「100分の165」に、「100分の5^{つき}月分」引き下げるものであります。

この一部改正は、公布の日から施行するものであります。第2条は、令和3年度以降における期末手当の6月期と12月期の支給割合につきましても、一般職が「100分の125」から「100分の127.5」に改正することに伴いまして、議員の期末手当につきましても「100分の165」から「100分の167.5」に、支給割合を同じ率に調整するものであります。

この一部改正は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上が、議会議員の報酬、費用弁償等の一部改正であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第202号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 5ページをお願いします。

議案第202号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、市議会議員の期末手当の改正に倣いまして、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を改正するものであります。

6ページになります。

一部改正の内容であります。第1条は、市長及び副市長の本年12月期の期末手当につきまして、議員同様、支給割合を、現行の「100分の170」から「100分の165」に、「100分の5^{つき}月分」引き下げるものであります。

また、第2条では、令和3年度以降における期末手当の6月期と12月期の支給割合を「100分の165」から「100分の167.5」に、同じ率に調整するものであります。

続きまして、第3条と第4条は、教育長の期末手当について、第5条と第6条は、常

勤監査委員の期末手当について、第7条と、7ページにあります第8条は、上下水道事業管理者の期末手当について、同様の改正を行うものであります。

以上、大仙市長及び副市長等の給与条例の一部改正であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第203号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに、齋藤事務局長。

○議会事務局長（齋藤博美） 議会事務局、齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第203号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、議会費の歳出に係る補正内容について説明させていただきます。

資料ナンバー2、補正予算書の9ページをご覧ください。

1款1項1目、議会費、7事業の議員報酬・期末手当及び共済費の補正は、65万2千円の減額補正でございます。

補正内容は、先ほど議案第201号で佐々木次長から説明がありましたとおり、議員の期末手当の12月の支給割合を、現行の「1.7^{つき}月」から「1.65^{つき}月」へ「0.05^{つき}月分」引き下げる改定に伴う減額でございます。

議長、副議長、議員ごとの期末手当減額分26名分、合わせまして、65万2千円の減額となるものでございます。

なお、職員人件費につきましてはこの後、佐々木次長よりご説明申し上げます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 続きまして、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案第203号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、総務課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の20ページをご覧ください。

20ページになります。こちらは、特別職の給与費明細書になります。

今回の補正予算の内容は、議案第201号と202号でご説明いたしました、市議会議員、並びに市長、副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の12月期の期末手当につきまして、「0.05^{つき}月分」引き下げる改正を行うことに伴いまして、表の最下段に記載のとおり、特別職の期末手当の額が164万2千円の減額、そのほか、期末手当に伴う共済費が161万7千円の減額、合わせて325万9千円の減額補正を行うものであります。

続きまして、下の方です。21ページをご覧ください。

こちらは、一般職の給与費明細書になります。

議案第200号でご説明いたしました、一般職の12月期の期末手当を「0.05^{つき}月分」引き下げる改正に伴う予算の減額のほか、本年4月1日付の定期人事異動等による給料、職員手当等、それから共済費となる人件費の減額補正を行うものであります。

上段表の右側、「合計」の「比較」の欄になりますが、かっこ書きの再任用短時間勤務職員分として、1,822万3千円の減額、それ以外の一般職員分として、4,357万9千円の減額、これを合わせまして6,180万2千円の減額補正になります。

この減額補正の詳細につきましては、別資料を用意しておりますので、そちらでご説明申し上げます。

資料ナンバー2-1の冊子、縦のものになります。令和2年度補正予算案〔12月補正①〕の、主な事業の説明書、1ページをご覧ください。

事業名は、一般会計の「職員人件費」であります。補正前の予算額に対し、6,180万2千円を減額補正し、補正後の額を、60億9,356万9千円とするものであります。財源は、すべて一般財源になります。

項番の4になりますけれども、「A c t」の欄をご覧下さるようお願いいたします。

今回の減額補正の理由は、期末手当「0.05^{つき}月分」の引き下げに伴う給与改定、それから、人事異動等に伴う一般会計に属する職員人件費の減額補正になります。

対象となる職員数は、当初、51人の再任用短時間勤務職員と、725人の一般職を含め、776人でありましたが、49人の再任用短時間勤務職員と、719人の一般職員、合わせて768人とするものであります。

続きまして、減額理由の内訳であります。期末手当「0.05^{つき}月分」の引き下げに伴う人件費は、1,449万4千円の減額であります。

また、4月1日付の定期人事異動等に伴う人件費は、4,730万8千円の減額であります。

二つ合わせて、6,180万2千円の減額補正をお願いするものであります。

以上、総務課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） このカッコ書きに書いてある、この補正予算書に書いてある21ページのカッコ書きは、短時間勤務職員、これはこの929人というのは、全て会計年度職員というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。

カッコ書きでありますけれども、再任用の、フルタイムでない短時間勤務の方プラス、会計年度任用職員で該当なる方、その方を含めた人数になります。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） そうしますと、フルタイムの皆さんの人数というのは、なんか5、6人、最初、当初でこう、あったような気がするんですけども、フルタイムの会計年度任用職員の方は職員の方に入るのですか。それとも、再任用職員というふうな枠に入るのですか。

○委員長（後藤健） 答弁はよろしいですか。はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。

内訳でありますけれども、再任用のフルタイム職員、これは14人おります。14人

です。それから、会計年度任用職員のフルタイム、これは5名おります。合わせてフルタイムは19名おります。以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） それで、この説明書で、短時間勤務職員の外書きというふうになっているんですけども、会計年度任用職員のフルタイム、19名についてはあの、事業説明書に含まれているっていうことですか。それとも、一般会計719人というところに含まれているものでしょうか。ちょっとそのへん。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。

今ご指摘があった方々につきましては、かっこ書きではなく記載の719名の方に含まれております。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方。よろしいですか。

はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決については、後ほど市民部と一括して行いたいと思います。

ここで、当局説明員の交代に伴い暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時25分）

○委員長（後藤健） それでは、準備が整いましたので、審査を再開いたします。

審査に入る前に、当局よりあいさつをいただきます。和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） 大変お疲れさまでございます。

総務部に引き続いてのご審議、よろしくお願いいたします。

今次定例会に上程しております市民部所管の議案のうち、本日の委員会に付託されております案件は、一般会計補正予算（第14号）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、及び後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件であります。いずれもただいまご審議いただきました、議案第200号の条例案でご審議いただいておりますけれども、人事院勧告に倣った給与改定及び当初予算編成後の人事異動に伴う職員の人件費等の補正に関わるものでございます。この後、佐々木保険年金課長がご説明

いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございます。それでは審査をいたします。

○委員長（後藤健） 議案第203号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）を再び議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 保険年金課、佐々木です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第203号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、保険年金課所管分についてご説明いたします。

資料ナンバーの2〔12月補正①〕補正予算書の11ページをお願ひいたします。

3款、民生費、1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、484万3千円の補正であります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、国民健康保険事業特別会計における職員人件費が増になり、国民健康保険事業特別会計予算に不足が生じるため、補正するものであります。

次に、12ページをお願ひいたします。

4款、衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、9万6千円の減額補正であります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、後期高齢者医療特別会計における、職員人件費が減になり、予算を減額するため補正するものであります。

以上、保険年金課所管の一般会計補正予算の説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決については、後ほど、総務部と一括して行うことといたします。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第204号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木

保険年金課長。

- 保険年金課長（佐々木博喜） 議案第204号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

資料、同じくナンバー2の〔12月補正①〕補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出にそれぞれ484万3千円を追加し、補正後の予算総額を84億6,685万円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、30ページをお開き願います。

はじめに歳入であります。6款1項1目、一般会計繰入金、484万3千円の補正でありまして、歳出、職員人件費の増によるものであります。

次の31ページをお願いいたします。

歳出であります。1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費、484万3千円の補正であります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、職員9名分の給料170万2千円、職員手当等166万2千円、共済費147万9千円をそれぞれ補正するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（後藤健） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決については、議案第203号の審査終了後に行うことといたします。

-
- 委員長（後藤健） 続いて、議案第205号、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

- 保険年金課長（佐々木博喜） 議案第205号、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

資料、同じくナンバー2の〔12月補正①〕、補正予算書の37ページをお願いいたします。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出をそれぞれ9万6千円減額し、補正後の予算総額を9億5,724万2千円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、42ページをお開き願います。

はじめに、歳入であります。3款1項1目、一般会計繰入金9万6千円の減額補正でありまして、歳出、職員人件費の減によるものであります。

次の43ページをお願いいたします。

歳出であります。1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費、9万6千円の減額補正であります。

内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴う、職員3名分の給料16万9千円の増額、職員手当等43万7千円の減額、共済費17万2千円を増額補正するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。なお、討論、表決については、議案第203号の審査終了後に行うことといたします。ここで、当局職員の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○委員長（後藤健） それでは、審査を再開いたします。

議案第203号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第14号）を再び議題といた

します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 続いて、議案第204号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(後藤健) はい、討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 続いて、議案第205号、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午前 11 時 36 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健